

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 全員協議会室 担当職員 坂田
日 時	平成25年9月26日(木曜日)		開 議 午後 1 時 0 0 分 閉 議 午後 6 時 5 分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口 木曾		
理事者 出席者	西田環境市民部長 中川環境市民部担当部長 吉村環境政策課長 塩尻環境政策担当課長 中西環境政策課副課長 辻村環境クリーン推進課長 小川健康福祉部長 木曾健康福祉部担 当部長 広瀬子育て支援課長 桜井障害福祉課長 玉記高齢福祉課長 松本いきいき支援係 長 野澤高齢福祉係長 大矢健康増進課長 塚本健康増進課副課長		
事務局	今西事務局長 阿久根副課長 坂田		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 - 名	議員 2名(福井議員、齊藤議員)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務事業評価

[理事者入室] 環境市民部

(1) アユモドキが棲み続ける環境保全事業

< 環境市民部長 >

概要説明

< 環境政策課長 >

資料に基づき説明

～ 1 3 : 1 2

[質疑]

< 藤本委員 >

業務委託、351万7500円は、どこへ委託したのか。

< 環境政策課長 >

随意契約により株式会社地域環境計画大阪支社に委託。

< 苗村委員 >

天然記念物緊急調査検討委員会と亀岡市アユモドキ緊急調査検討委員会は同じものか。

< 環境政策課長 >

同じである。

< 苗村委員 >

地域環境計画の調査報告書は公表されているか。

< 環境政策課長 >

製本された報告書は市で保管している。希少種情報が含まれているため、一般公開はしていない。

< 苗村委員 >

ホームページに取組に関する考察が公開されていない。一番大事な部分であるが、今後の課題や方向性について反映されているのか。どのような内容なのか。

<環境市民部担当部長>

調査内容の詳細は、希少種情報があるので控えさせていただきたい。生息区域の拡大を検討し、現状の環境から生息していた環境がどう変わり、どう回復していくべきか。生息区域を拡大するために複数箇所の候補地を調査している。さらに吟味し、攻めの保全を考えていく。検討委員会は3カ年の目標を設けており、結論は協議中である。

<苗村委員>

3カ年の調査期間が終了すれば、候補地の具体的な名称は出さないにしても、報告書の公開はされるのか。

<環境市民部長>

絶滅危惧種のため、生息区域や実態は公開しないのが原則であり、国も公開していない。同様の扱いとする。

<苗村委員>

具体的な箇所名を記載しないのは分かるが、報告書自体を公開しないのか。

<環境市民部長>

原則非公開。

<西口委員>

天然記念物緊急調査検討委員会の構成メンバーは。

<環境市民部長>

座長が石田先生、委員に岩田先生、大西先生、竹林先生、渡辺先生、松田先生、阿部先生、以上の7名。

<西口委員>

生息地域上流にある池の外来魚駆除について、池には個別の外来魚が生息しているが、完全駆除ができないのか。他の池では水を干して実施しているのに何故できないのか。

<環境政策課長>

できる限り水を抜き完全駆除を実施したいが、水利権の問題があり、毎年実施ができない。

<西口委員>

水利権の話ならば、土地改良区等と調整を行えば可能ではないか。

<環境市民部担当部長>

平成20年にオオクチバスが大量に生息河川へ流れ出た時は、土地改良区や農家組合にご理解いただき、原因の池を約1mまで水位を下げ、NPO等と協力し駆除を行った。その他の池は樋が古い構造であり、一旦干してしまうと崩れる可能性がある。当時、土地改良区と協議するなかで、不可能と判断して以降、定期的に保全協議会による釣り等で駆除を行っている。

<西口委員>

今後の課題として、絶滅リスク分散の考え方とは。

<環境政策課長>

生息域・繁殖域の拡大は、現在生息している河川以外の場所に拡大していくことを考えている。ただ自然河川の中で、水の管理、外来魚や野鳥等による捕食防止、密猟対策を講じていくことが難しく、当面はスタジアム建設に関わり、共生ゾーンの整備が生息域・繁殖域の拡大になると考えている。また保険としての生息域

外保全については、個体群維持のため水族館などで飼育を行う。

<西口委員>

攻めの保全は大事である。保全活動の繁殖場所拡大のなかで、保全協議会から今後の充実を図るために色々な意見がでていていると思うが、それに対する考えは。

<環境政策課長>

自然河川の生息域拡大については、取り組みたいと考えているが、河川管理者との調整のなかで、できることとできないことがある。協議を行う上で可能な部分から取り組んでいきたい。

<西口委員>

アユモドキ繁殖の生態は水位上昇により産卵を行うことが解明されており、人工的な構造物を作ることは効果的である。そういうことを踏まえた保全活動を試験的に実施していただきたい。

<藤本委員>

アユモドキの保全には、恒常的な外来魚駆除実施が必要であるが、駆除回数は。

<環境政策課長>

アユモドキ保全協議会と共同保全活動で釣り大会を3回。外来魚駆除調査委託で専門家による駆除を1回。21年度以降に毎年実施している。

<藤本委員>

オオクチバス202尾、ブルーギル460尾は合計か。

<環境政策課長>

合計である。

<藤本委員>

アユモドキ保全協議会補助金50万円で、十分な保全が可能か。要望を聞いた上で補助金を決定しているのか。

<環境政策課長>

21年度からアユモドキ保全協議会に補助金で取り組んでいただいている。21年から23年度は環境省の生物多様性保全推進支援事業を活用し、補助金を全て保全協議会に補助し、保全協議会で調査を実施してきたところであり、補助金額は約500万円から600万円であった。24年度から文部科学省の天然記念物緊急調査事業に財源を替えた関係により、補助要綱が市が受け皿になることから、調査を市が発注し、協議会の事務経費が50万円になっている。補助金額は協議会との協議結果である。21年度から25年度の事業費全体は概ね500万円から600万円で推移している。

<立花委員>

生息状況調査や外来魚の駆除調査を地域環境計画大阪支社に業務委託しているが、実際の駆除は、アユモドキ保全協議会が行っているのではないか。業務委託の具体的な内容は。

<環境政策課長>

4項目の調査を業務委託している。在来種の脅威となる外来魚駆除調査は、136万5000円である。アユモドキ保全協議会が実施している駆除は、ため池を中心に行っているが、業務委託は生息河川本流を漁具等により、潜水し駆除を実施している。

<立花委員>

分布状況調査等を行うなかで、実施された外来魚駆除数は、生息域全体からするとどの程度駆除されたのか。

<環境政策課長>

在来魚の生息状況調査で生息数の調査はしているが、具体的なオオクチバスやブルーギルの生息数は調査できていない。河川内の外来魚駆除について、日数はわずかだが、概ね駆除ができていると考えるが、上流のため池にいる外来魚生息数は不明である。

<立花委員>

アユモドキが棲み続ける環境を保全するには、絶滅危惧種を分散して取り組むことと、外来魚駆除をすることの2つだと考える。調査と同時に外来魚の駆除対策を更に進めるにあたり、今後の取組みをどう考えているのか。

<環境政策課長>

外来魚駆除は、捕獲を行う駆除の方法や、ため池から流れて来ないようにするために、防除用装置の装着と併せて防除用ネットを設置するなど、いくつかの方法を重ねながら対策を進める。河川の構造物について、土木事務所と協議している。

<立花委員>

国、府、市の役割分担は。

<環境市民部長>

直近に実施することを、市が地域やNPOと連携して行い、府は種の保存について条例制定などのサポート、国は全体的な種の保存、天然記念物のサポートを行う。市が全て責任を持つのではなく、種の保存等を進めていく役割分担だと考えている。国は16年度に文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省の合同によりアユモドキ保護増殖事業計画を作成している。外来魚駆除は20年度から実施しているが初年度は5000尾を駆除し、その後は年々減っており、一定の効果を上げている。

<眞継委員>

調査の結果を受けて、次の具体的な行動があるのか。

<環境政策課長>

調査結果をベースに次年度の事業計画を策定する。計画策定には、専門的分野であるため、市が中心で行うのではなく、緊急調査検討委員会や保全協議会に資料提供をする中で策定していく。

<眞継委員>

推定個体数、当歳魚 24.6 ± 4.8 尾、2歳以上 547.6 ± 171.2 尾は、種の保存を考えた場合にどういう状態なのか。

<環境政策課長>

昨年9月の状況で、全体で500尾から800尾であり、専門家によると個体分数として遺伝的多様性を維持するためギリギリの数である。

<眞継委員>

記載されている課題や方向性は調査結果をもとにした内容なのか。

<環境市民部長>

生息数が安定するに至っていないため、近い将来に野生での絶滅が危惧されており、調査結果から外来魚駆除、生息域の改善が直近の課題である。生息環境も現在が最良でなく、最低ラインだと考えており、将来的にサンクチュアリによる種の保存をしながら生息域を拡大していこうと考えている。そういったことを踏まえ、どのように産卵場所の整理をするのか、河川のポテンシャルを調査し、次のステップに踏み出そうとしている状況である。

<眞継委員>

調査報告書は希少種情報などが含まれているため非公開なのは理解するが、課題・方向性について、気になる表現がある。「保険としての生息域外保全」とはどのような意味なのか。

<環境政策課長>

専門家にも生息域外保全を積極的に進める意見と慎重に行うべきという意見がある。そのため生息域外保全の取り組みは、あくまでも保険で行うとしている。

<環境市民部長>

野生での絶滅が確実とされるなかで、生息域を守りながら種の保存法にもとづいて保存していくという考えがあり、人工飼育も含めて行っていく。万一の場合に再導入や補強を行うための1つの担保である。

<眞継委員>

保険とは、あってはならないがあるかもしれないので、万が一のためである。この文書を読むと要らない憶測が生じるのではないか。

<環境市民部担当部長>

去年はアユモドキが繁殖した直後の雨により大半の稚魚が流れた。今年も大雨が2回程ありダムを下げざるを得なかった。9月の台風など自然環境の大きな変化もあり得る。アユモドキの寿命は4、5年であり、昨年のようなことが数年続くと絶滅に大きく進んでしまう。また生息河川の上流に基幹道路があり、事故等により危険物質が流れ込まないとも分からない。そのようなことを踏まえて以前から保険として考えてきたところである

<眞継委員>

要因は色々なことが考えられ、何が起こるか分からないが、調査報告書が非公開になっているだけに、何のための保険だったのか、誤解されないような使い方をしていただきたい。

<環境市民部長>

文章を読むとスタジアムが原因と誤解されるかもしれないが、行政が積極的に関わっていかないといけないという意味である。文章の前後関係が上手くつながっていない部分については修正が必要だと考える。

<苗村委員>

3カ年計画の間、委託金額は同額か。

<環境政策課長>

天然記念物緊急調査事業は24年から26年度までの3カ年で完結し、26年度には調査結果により保全対策をまとめていく必要がある。26年度以降の調査や対策を単費で行うのは難しく、その後もできれば文部科学省にお願いし補助金採択を受けたいと考えている。予算について24年、25年度は概ね300万円から400万円を調査業務経費としている。

<苗村委員>

生息数や実態を掴む上で、継続して事業が必要になると考えるが、26年度以降に補助が受けられなくなった場合、単費で実施するのかがどうかが問われてくる。

<西口委員>

コストについて、職員の経費を除くと458万8457円、補助金が312万9000円であり、差し引きすると、市負担は約140万円になる。現状の金額でこれだけの効果が出ているが、市の負担をもう少し増やしてもいいのではないか。

<環境政策課長>

現在実施しているのは、今後の保全を行うための調査業務が中心であり、21年

度から、概ね500万円から600万円の予算で実施している。攻めの保全を進めていくにあたって、サンクチュアリの整備などハード的な事業を実施する際には、国や府の支援もいただかないといけないが、現状予算の数倍、数10倍になってくると考える。

< 藤本委員 >

生息域・繁殖域の拡大と生息域外の攻めの保全をしていこうとすれば、生息区域全域を禁漁区に指定すべきではないか。

< 環境市民部長 >

保津川には漁業権があり、一般の方が漁業を行うのは不可能である。生息河川については下口部分から300mの間は禁漁区に設定しており、アユモドキについては絶滅危惧種の天然記念物であり捕獲は禁止されている。捕獲してはいけないという啓発部分が弱いと考えるが、生息実態や生息区域を公表すると密漁による絶滅が危惧されるので、それを避けるために情報を隠している。

< 酒井副委員長 >

国・府・市の分担について、直近で行うべき部分を市が、大きな部分を国が実施とあるが、実際に人員や財源確保が課題であることは明らかであり、費用の問題を含め、国の天然記念物なので、国のさらなる積極的な支援は受けられないか。今後のハード部分ではなく、現時点での国から積極的な関与が必要ではないか。国の事業として主体的にやっていただいて、市が近いところを補完する考え方に捉え直すことはできないか。

< 環境市民部長 >

市ができる範囲があり、許認可等の問題も含めて役割分担をしながら行う。ハードだけが全てではなく、その後の維持管理についても関与が必要になる。基礎自治体で賄える部分は限られているが、亀岡の貴重な財産としての関与は必要である。それ以上の関与については、当然に国・府の責任分野で行っていく。

< 酒井副委員長 >

現在、市が実施していることについても、国や府の関与が必要と考えるが。

< 環境市民部長 >

既に国の補助金を受けながら事業は実施している。また環境省では市以外の部分で外来魚駆除の実施や地元自治会に委託して密猟パトロールを実施している。府も単独事業としてNPO団体に対する保全活動の支援補助を実施している。今後も国・府と役割分担するなかでの支援要望をしていく。

< 酒井副委員長 >

これからも国・府との関係を密にし、特に費用を補助していただきたい。

~ 14 : 09

[評価]

< 明田委員長 >

各委員の評価を確認する。

1	目的設定は妥当である。	7名	
2	公的関与の範囲は適切である。	5名、	2名
3	手法は適切である。	7名	
4	活動実績は妥当である。	6名、	1名
5	成果の取り方(指標)は適切か。	6名、	1名
6	十分成果があらわれている。	3名、	4名
7	コスト削減の余地はない。	6名、	1名

8	財源は適切である。	2名、	5名
9	公平性が評価できる。	5名、	2名
10	他事業との類似性、重複はない。	7名	
11	事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。	7名	

< 明田委員長 >

評価について挙手を願う。

休止	0名
廃止	0名
継続	0名
現状維持	1名
改革改善	2名
拡充	4名
その他	0名

< 明田委員長 >

改善や提案があれば意見を願う。

< 西口委員 >

攻めの保全を充実していただきたい。

< 立花委員 >

野生の絶滅危惧種であり、専門家の意見を尊重しながら行うべきである。

< 藤本委員 >

生息環境保全のためサンクチュアリ整備等、国・府へ予算要望していただくとともに、外来魚の恒常的駆除、生息域の禁漁区域指定等取り組んでいただきたい。

< 眞継委員 >

本事業は調査業務がメインで、報告書開示は難しいが、調査については現状維持で実施していただきたい。

< 苗村委員 >

調査については引き続き実施していただきたい。協議会と相談しながら補助金額を決定しているとのことであったが、地域の方達の努力でできている部分が大きく積極的に話を聞いて、補助金額が本当に妥当なのか検討する必要がある。

< 竹田委員 >

種の保存ということでまとめていただき、新たな事業展開に内容を充実していただきたい。

< 酒井副委員長 >

市だけで行なわなければいけない部分もあるが、色々な所と連携するなかで、新しい展開が見えてくると考える。今後ハード以外の部分についても、費用が必要になると思うので、分担の中で国や府の関与を大きくしていただきたい。

< 明田委員長 >

保全事業が基本であり、説明を受けるなかで、それぞれ危機感を持たれたところだと思う。より進んだ協力と、国や府の補助が必要になる。評価について執行部の意見を確認する。

< 環境市民部長 >

評価内容を踏まえて、今後の事業に反映していく。この事業はアユモドキが危機的状況になったことから進めており、基礎的な部分がようやく進んできたと考えている。更に発展をさせながら、役割分担のなかで、何ができるのか、何をすべきなのか、どのような形にもっていくのか、十分に検討しながら進めて行きた

い。

< 明田委員長 >

アユモドキが棲み続ける環境保全事業の評価は「継続（拡充）」とする。意見として加えることはあるか。

< 西口委員 >

どうことができるかを十分検討して、次年度予算に反映できる部分があれば配慮いただきたい。

～ 14 : 26

(2) ごみ減量・資源化等推進事業

< 環境市民部長 >

概要説明

< 環境クリーン推進課長 >

資料に基づき説明

～ 14 : 32

< 休憩 14 : 32 ~ 14 : 42 >

[質疑]

< 立花委員 >

目標値の設定方法、目的意識をどう考えているのか。

< 環境クリーン推進課長 >

設定方法は総ゴミ排出量に対し、資源化できるものを分けて割合を出したものが資源化率になっている。34年度の目標率が21%。本市の資源化率を高めるため、施策の推進に合わせて市民、行政、NPOと協力し推進を図り分別拡大を考えている。

< 立花委員 >

分別拡大について、プラスチック系ペットボトルを拡大するということだが、市民への啓発のなかで、赤ラベルを貼り回収しないなど拠点では大変苦労しているのが実態だが、どのように改善して資源化を拡大していくのか。

< 環境クリーン推進課長 >

本市には市民・行政・事業者が構成しているクリーンかめおか推進会議があり、地域推進員として自治会も参加していただいている。拠点・集積場等で貼ったものについて自治会なり推進員の協力のもと、適正に排出できるよう指導をいただいている。クリーンかめおか推進会議の協力のもとで、適正な排出ができるよう推進していく。

< 立花委員 >

地域に推進員はいるが、組長会の当番制で行っているのが現状である。推進員だけに任せることはできない。ペットボトル分別も、量販店で回収することになっているが徹底ができていない。それをどう徹底するかは課題であり、地域別に説明会等の実施が重要である。

< 環境クリーン推進課長 >

啓発は本市のゴミの分け方出し方で進めている。組の当番制での集積場清掃や排

出適正化の取組をさせていただいていることは承知している。クリーンかめおか推進会議の推進委員に協力をいたくなかで進めていきたい。プラスチック容器包装等ペットボトルの分別拡大については、市民周知の期間も設けるなかで各自治会への説明会を検討していく。

< 竹田委員 >

地域のなかで、クリーン推進員が活動されているのを見たことがない。活動内容の報告は市に提出されているのか。

< 環境クリーン推進課長 >

具体的な報告はないが、自治会に不適正な排出があった場合のため、事前に有料ゴミ袋を配付するなかで対応していただいている。

< 竹田委員 >

そうであれば、自治会が実施しているようなものである。クリーン推進会議として予算を計上しているのであれば、一定の集約が必要である。

< 苗村委員 >

クリーン推進会議の講演で、大変良い内容を聴かせていただいたが、参加者は各地域の推進員であり、推進員が各地域で講演内容を広めることにはなっていない。クリーン推進員の果たす役割を過大評価しすぎている。啓発を行うのならば、市が直接各地域に行き、ごみの実態や費用の問題など、直接市民に話すのが一番だと考える。ゴミ袋有料化のときに各地域で説明会を実施していたが、あの時と同じような説明会を行えば、市民も意識していくと思う。もっと啓発活動に力をいれていただきたい。

< 環境クリーン推進課長 >

意見を踏まえて、啓発の充実を検討していきたい。

< 藤本委員 >

P4 資源ごみ集団回収報奨金について、16年度以降あまり変化がないが、回収し売却した金額は市に入るのか。

< 環境クリーン推進課長 >

24年度は183団体の登録があり、各団体が新聞紙等を回収し、古紙回収業者に売却。その際の重量により、市から10キロ当たり5円の報奨金を回収団体に支出している。

< 藤本委員 >

売却費を各団体が受け取っているなら、報奨金を出す意味がないのではないのか。費用対効果はあるのか。

< 環境市民部長 >

集団回収で資源化回収されない場合は、桜塚クリーンセンターで焼却されることになる。その際の処理費用はトンあたり3万8000円であるが、報奨金ではトンあたり5000円となり、差し引き3万2000円安くなる。かつ、循環資源として活用されることにより、多大な効果を発揮している。

< 西口委員 >

埋立処分場エコトピア亀岡の長寿命化が一番の狙いではないのか。何故、目的に記載されていないのか。

< 環境市民部長 >

循環型社会形成推進基本法の制定により、ごみ処理の優先順位が決められた。3Rにもとづき、ゴミの減量や資源化の充実を図り、埋め立て処分を減らしていく。

< 西口委員 >

エコトピア亀岡を開設してからの、埋め立て率はどれぐらいか。

<環境クリーン推進課長>

24年度計画の埋立量が3万3055m³に対し、24年度末の実績が2万3593m³である。9462m³計画より少なく20ヶ月の延命状況。

<藤本委員>

今後の埋立期間は、また、エコトピア亀岡の閉鎖後の検討は。

<環境クリーン推進課長>

エコトピア亀岡は15年で15万m³を計画しており、19年度に開設し残り9年である。現在、閉鎖後の検討をしている。

<西口委員>

処分場の決定には時間が必要であり、現在から準備していかないといけない。残り9年ということだが、並行して次の計画を行うべきでないか。

<環境市民部長>

エコトピア亀岡の開設に10数年かかったのは事実であり、次の計画を考える時期である。現在20カ月の延命であるが、今後プラスチックごみの分別により更なる延命を図っていきたい。地元には15年の計画で説明しており、延命策も含め再度説明が必要である。埋立処分については本市独自の分と、焼却灰を大阪湾フェニックスに持っていく分があり、両方を含めた活用を考えていく必要がある。

<立花委員>

プラスチック製容器包装等を分別するにあたり、ペットボトルはリサイクル協会での処理と考えるが、プラスチック製容器包装の処理手法は。

<環境クリーン推進課長>

来年度からプラスチック製容器包装等ペットボトルを新たに分別する。現在はプラスチック容器を基本的に埋め立てている。拠点回収分は収集し中間処理業者に運搬しているが、全市的に取り組むとペットボトルの回収が127トン、埋め立て量が3.9%減少する。

<環境市民部担当部長>

容器包装は、市が収集運搬を行い、容器包装リサイクル協会がリサイクル処理を行う。

<立花委員>

プラスチック製容器包装は非常に範囲が広いが、一括して収集するのか。

<環境市民部担当部長>

ペットボトル以外の容器包装は、一括して指定袋で収集する。

<立花委員>

新たな分別収集による減量化の試算は。

<環境クリーン推進課長>

モニター収集結果による試算では、ペットボトルとプラスチック製容器包装を含め全市的に取り組んだ場合、資源量809トンの収集となり、42%の削減率になる。

<眞継委員>

成果にある前年比1.4%減について、21年度と比較した場合の数値は。

<環境クリーン推進課長>

21年度と比較すると2.2%減。

<眞継委員>

成果にあるごみ減量削減量390トンを費用換算した場合の金額は。

<環境クリーン推進課長>

処理経費がトンあたり3万8000円であり、1482万円。

<眞継委員>

P77、資源化売却収入が約1330万円、ごみ減量削減の費用換算が約1400万円、計2700万円のコスト削減。対する支出が職員の人件費を含めて約4100万円であり、差し引きすると支出の方が多いが、埋立処分場の延命効果、炉の延命や燃料等の消耗部分の軽減を考えると様々な部分で効果がでていると思うが、前年度比1.4%、現時点で2.2%の削減率は、計画通り進んでいる状態か。

<環境クリーン推進課長>

25年3月にごみ処理基本計画を策定し、25年度が初年度であり、2.2%が適正に進んでいるのかを含め、今後計画を実施するなかで目標値の達成に向けて努力をしていきたい。

<眞継委員>

単年度毎の目標値は設定していないのか。

<環境市民部長>

中間目標を29年度に設けており、5年間で8.9%の削減。1年あたりにすると1.78%の削減率となり、概ね計画どおりと考える。

<眞継委員>

この事業だけでは測れない効果があり、波及効果も見極めないといけない。仮にコストが高くついたとしても社会的貢献度の部分をどう見るか、日本全体、地球全体にも影響する。プラスが出るとは思えないが、極力その差は小さい方がよい。この事業はコストが明確にできるので、今後は考えられる効果についても記載いただきたい。

<環境市民部長>

ごみ処理は、色々な効果を期待して施策展開している。15年度の有料ごみ袋実施時にも、様々な施策展開を行った。ごみとして処理する場合と資源として処理する場合の費用の差、また集団回収の報酬金を支払うなど、インセンティブを行う中で施策展開をしている。今後更に一歩進んでごみの分別をする場合、焼却炉に与える影響、埋立処分場にかかるコストを総体的にみて、成果として市民に公表していくべきと考えている。

<藤本委員>

生ごみ処理機の補助をするだけでなく、循環型社会のシステムづくりが大事だと考えるが。

<環境市民部長>

自分でごみの有効利用を図りたい方に、資源として使用する生ごみ処理機の補助、システム全体として構築するのは、分別制度の問題や肥料成分が厳しく難しいが、自己責任において家庭菜園での使用について普及を進めているところであるが、全体的なシステムの構築まで至っていない。今後どのような方策ができるか研究していきたい。

<苗村委員>

他の自治体の取り組みをどれくらい研究しているのか。生ごみの減量について、生ごみ処理機だけでなく、システムづくりを含めて積極的に行う必要があると思うがどの程度の取り組みを行ったのか。

<環境市民部担当部長>

環境対策特別委員会での提言内容は、ごみ処理基本計画策定時にプラスチック製

容器包装リサイクルとあわせて、生ごみ処理機の審議を行った。専門家からは電池1個が生ごみに入り汚染されることもあり、各家庭から集めたものを処理し、システム化するのには大きな問題があり、各家庭の中でたい肥化や減量化を進めていくべきとの意見で、新しいシステムには盛り込まれなかった。ただ各地域での取り組みは承知しており、引き続き勉強していきたい。

< 苗村委員 >

そういう心配はもちろんあるが、全国に取り組みをしている自治体があるので、積極的な研究をしていただきたい。

< 西口委員 >

海ごみサミットが内陸部で初めて開催されたということで、宣言文に大事なことが盛り込まれ、デポジット制度導入に多くの皆さんから意見を頂いた。その方向で取り組んでいこうということが宣言文の中にあり、一番大きな影響を与えたと考えている。今後の予算に反映させる考えは。

< 環境市民部長 >

デポジット制度の実現に向けた取り組みについて、直接ではないが、南丹管内の量販店を中心にレジ袋有料化の導入に向けた取組みを、府・市共同で進めており一部事業所の協力を頂けるところまで来ている。海ごみサミットでは漂着ごみ対策が前面に打ち出されおり、保津川を中心にしたクリーン作戦の展開や、海ごみ探偵団など継続的な取り組みを進めている。またトヨタアクアが社員教育の一環に保津川遊船とタイアップして清掃活動を行ったが、新たな取り組みで観光にプラスアルファした清掃活動として、やらされるのではなく積極的に参加して行う仕組みづくりを検討している。現在協議中のため事業化や予算化は未定である。

< 西口委員 >

本市は海に面していないが、海に面している自治体は漂着ごみに大変な費用がかかっている。内陸部での取組みや活動は非常に重要であり、国に働きかけるなり、次年度から活動が進めていけるよう取り組んでいただきたい。

~ 15 : 34

[自由討議]

< 苗村委員 >

継続で改革改善、ごみ減量には市民の協力が欠かせなく、啓発活動が大切であり、研究をしていただきたい。プラスチック製容器包装等の分別拡大は評価できるが、更に進めて生ごみ分別拡大についても検討をしていただきたい。

< 眞継委員 >

コストが明確になっているに対して、成果を図る部分について違う手法を探しておいた方が、評価がしやすいのではと考える。

< 藤本委員 >

コスト面での評価は非常に難しい。3Rの推進と更なる分別収集の徹底、品目拡大が必要。システムづくりと減量に対する市民意識の啓発や目標の共有化が大事である。

< 立花委員 >

ごみ問題は地球環境や税金の使い方が課題。事業者が回収まで責任をもつべきだが、市民と事業者と行政の協働でどう解決していくか。ごみの減量・資源化を進めていくため、徹底した市民啓発が重要である。

< 西口委員 >

集積場に監視カメラの取り付けや、デポジッド制度も含め考えていく必要がある。
ごみの減量・資源化の推進には、まず市民理解を得られるようにするべきである。

<酒井副委員長>

3Rの推進や、分別、市民への啓発が必要なのは当然であるが、生ごみ処理機の効果はどうか、市民との協働のありかたについてどう考えるか。

<藤本委員>

生ごみ処理のシステム化は難しい問題があるため、生ごみ処理機の補助は継続し拡充をしていくべきではないか。

<酒井副委員長>

システムづくりの難しさは理解したが、生ごみ処理機補助の継続については、生ごみ処理機の効果も追跡がされてなく、すぐに壊れてしまうことやたい肥の活用がないのであれば見直しても良いのでは。

<苗村委員>

生ごみ処理機の補助は市の単費か。

<環境市民部長>

市の単費。ごみの減量と資源化に関わってもらおう機会の提供として、必要な制度と考える。

[評価]

<明田委員長>

各委員の評価を確認する。

1	目的設定は妥当である。	6名、	1名
2	公的関与の範囲は適切である。	6名、	1名
3	手法は適切である。	6名、	1名
4	活動実績は妥当である。	5名、	2名
5	成果の取り方(指標)は適切か。	6名、	1名
6	十分成果があらわれている。	2名、	5名
7	コスト削減の余地はない。	4名、	3名
8	財源は適切である。	2名、	5名
9	公平性が評価できる。	5名、	2名
10	他事業との類似性、重複はない。	7名	
11	事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。	7名	

<明田委員長>

7の項目について、評価が の委員に意見を聞く。

<眞継委員>

目的を達成するために、市民の参画は避けて通れないが、協力された部分はコストに転嫁することが可能であると考ええる。

<酒井副委員長>

生ごみ処理機の補助と市民団体への補助について、市民啓発を進める上で市民の参画は大切だが、現在の方法で主体的に関わっているのか、もう一度考える必要がある。クリーンかめおか推進会議が実施している事業を評価する前に、市民の関わり方について工夫する余地があるのではないか。市の事業として実施するべきものもあるが、一定の見直しが必要だと考える。

<苗村委員>

コスト削減は非常に難しいが、一度廃止も含めて見直す必要がある。

< 明田委員長 >

8の項目について、評価が の委員に意見を聞く。

< 眞継委員 >

財源の受け入れが京都府83万9000円のみだが、府にとっても大きな問題であり、もっと予算要望をしていく必要があると考える。

< 藤本委員 >

ごみ処分に係る経費を、そのまま受益者に求めることについては、難しいと考える。

< 酒井副委員長 >

先程の7での意見のとおり。

< 立花委員 >

ごみ袋の販売について、収入と経費を市民に分かりやすく啓発することが必要である。分別方法の啓発だけでなく、ごみの体系を情報公開することにより、市民の意識づけが重要と考える。

< 苗村委員 >

ごみ袋有料について、多くごみを出す方は、たくさん費用を負担するが、弱者への配慮などを含め色々な支援が必要ではないかと考える。

< 明田委員長 >

意見を集約すると、市民に理解と協力を得るのが必要であり、啓発活動に努力していただきたい。市民に協力を求めるあたり、分別方法等の周知を広げていただきたい。続いて評価について挙手を願う。

休止 0名

廃止 0名

継続

現状維持 1名

改革改善 5名

拡充 1名

その他 0名

< 明田委員長 >

ごみ減量・資源化等推進事業は「継続(改革改善)」とする。何を改革改善するのか、コストのとりかたについてと生ごみ処理機の補助の見直しについて、意見はあるか。

< 眞継委員 >

次年度以降の課題であるが、事務事業評価の精度を高めるため、事業内容でない部分の評価について工夫した方が評価しやすいと考える。

< 酒井副委員長 >

補助金の有効性は効果まで追跡していない。市民の関わり方について、工夫が必要と考える。生ごみ処理機自体がどうなのかという問題もある。またクリーンかめおか推進会議の主体性を引き出すには現在の取り組み方で良いのか。協働のあり方について、市民参画と啓発方法の工夫が必要である。

< 明田委員長 >

意見に加える。

評価について執行部の意見を確認する。

< 環境市民部長 >

この事業の進め方、広報について改善が必要なのは認識する。生ごみ処理機の補

助のあり方は、市民あってのことであり十分に考えていきたい。クリーンかめおか推進会議は、廃棄物処理法5条8にもとづき委嘱しており、クリーンかめおか推進会議からの提案、提言をもとに政策展開したという経緯があり、集団回収補助金の創設などの提言や実施について推進員に活躍いただいている。ただ役割については、もう一度趣旨を確認する必要がある。生ごみ分別について、地域集団で取り組む課題として調査を実施している。新たな技術革新を見据える中で研究課題として、異物問題がある程度解決されないと難しいと考える。また、生ごみを完全に排除すると焼却炉の温度の制御が難しくなり影響が出る。総合的な判断をする中で、市民の立場に立った施策の展開をしていかねばならない。

[理事者退室]

~ 16 : 22

< 休憩 16 : 22 ~ 16 : 35 >

[理事者入室] 健康福祉部

(3) 高齢者生活支援経費

< 健康福祉部長 >

あいさつ

< 高齢福祉課長 >

資料に基づき説明

~ 16 : 55

[質疑]

< 明田委員長 >

論点1 一人暮らし高齢者の安心、自立の在宅生活への効果は。

論点2 利用が少ない理由や、利用者数が減少している事業について減少した理由は。

論点3 個々の事業は実態に合っており、サービスは広く公平か。

< 高齢福祉課長 >

論点1 緊急通報装置、自宅で不意に転倒されたりした場合に、機械の作動によりセコムが来て、場合によっては緊急搬送するなど、安心して1人で生活ができる。また福祉電話についても安否確認を行うなど有効な手段である。

論点2 地域包括支援センターにおいて、生活に困っておられる支援が必要な方の相談を受け、その方に応じたサービスを提供している。少なくなったが真に必要なサービスを提供させていただいている。

論点3 様々なサービスがあるので、今後の課題として研究していきたい。

< 苗村委員 >

今後の課題について、年齢を70歳まで引き上げることも必要だと考える。生活支援事業の利用者が少ない理由は。

< 高齢福祉課長 >

生活支援事業は、社会福祉協議会が実施しており、サポート実績を確認すると24年度利用者数421名、2131回であるが、骨折、退院直後などによる利用がなかった。

< 苗村委員 >

事業内容の骨折、退院直後など、一時的に日常動作が困難というのがネックになっている。要支援の一手手前や介護保険を使っていないが、本当に必要な方がいるのではないかと考える。日常的な援助があれば、要支援に進まないような状況があると考えるが。

< 高齢福祉課長 >

介護保険にかかる手前の実態把握はできていない。

< 立花委員 >

利用者が少ないのは、対象になる方が制度を知らないからである。おしらせ版で広報をしても、自分が該当するのか分からない方がいる。民生委員や要介護の認定を申請すれば制度を教えてもらえるかも知れないが、制度自体を知らないのが問題でありどう改善していくのか。

< 高齢福祉課長 >

民生委員、地域包括センターから案内しているが、一部の事業は、おしらせ版で広報はしていない。相談があった時に説明をしている。今後どのように周知するのか研究していく。

< 立花委員 >

地域には65歳以上の1人暮らしはたくさんいるが、自治会役員も制度については詳しくはない。わかりやすい説明内容を65歳以上の方に配付するなどが必要だと考える。

論点3 もっと色々なメニューが必要だと考える。例えばホームヘルプサービスでご飯をつくる、買い物に連れて行くというサービスが少なく、ご飯を食べる用意が大変という1人暮らしが多い。また配食サービスがあることは重要であるが、毎日同じ内容で嫌になり、一定期間で止めることもある。そういったサービスを増やすことも1つだと考える。

< 高齢福祉課長 >

社会福祉協議会が暮らしのサポート事業で、食事、買い物、掃除などを実施している。そういった部分の拡充や利用が1つである。市が実施するのか、助成していくのかは今後研究していく。

< 立花委員 >

申請が0件や少ない件数を推移しているものについて、今後どうするのか。

< 高齢福祉課長 >

広報の工夫が1つの手段である。地域包括支援センターや社会福祉協議会、また地域ケア会議などを活用して制度を説明し、地域に該当する方がおられたら連絡いただくなどしていきたい。

< 藤本委員 >

利用が少ないのは、単に説明不足なのか。制度自体に問題はないのか。

< 高齢福祉課長 >

地域包括支援センターが実態調査を実施しており、原因についても確認するなかで今後分析していく。

< 健康福祉部担当部長 >

民間で行っていないサービスについて、市がセーフティネットとして事業実施しており、利用が少ないからやめるのではなく、利用が少なくても必要とされている事業を実施していく。高齢者支援として、いかに見守っていくのか、民間のサービスにどれだけ助成していくのかが大切である。

< 藤本委員 >

生活支援事業は、骨折、退院直後とあるが、体調が悪い場合で不自由だと言う場合は対象にならないのか。

< 高齢福祉課長 >

骨折等であり、地域包括支援センターが訪問して、生活実態を調査した上での利用となり骨折に限らない。

< 眞継委員 >

論点 1、3 貢献度について、緊急通報装置累計 335 件であり、設置成果は分かるが、貢献度はどうか。

< 高齢福祉課長 >

セコムに連絡があり、緊急搬送が 31 件。誤動作が 232 件。亡くなられた方が 1 名。

< 苗村委員 >

論点 3 生活支援事業は、地域包括支援センターや民生委員からの受け身であり、市が高齢者の一人暮らしをどうしていくのかが見えない。事業概要にある骨折、退院直後などの「など」の部分をはっきりさせる必要がある。寝具洗濯乾燥消毒は、介護保険の認定を受けないと利用ができないが、受けていなくても必要な方がいるので、制度の検討をしていただきたい。住宅改修費補助金は 0 件であるが、高齢者の怪我発生は屋内が非常に多い。制度の改善と積極的な広報を実施していただきたい。

< 高齢福祉課長 >

寝具については介護認定を受けている方に限定しており、認定を受けていない方は暮らしのサポート事業を活用してもらうことになる。今後地域包括支援センターと制度内容や状況を把握する中でサービスに結び付けていきたい。

< 竹田委員 >

利用者数が少ないのは、介護保険が使いやすいからと考える。広報の点で二次予防対象者のデータを活用したことはあるのか。

< 高齢福祉課長 >

二次予防対象者のデータはあり、必要な方に訪問している状況である。今後、分析する中で必要なサービスなど検討していきたい。

< 竹田委員 >

二次予防対象者のデータを活用していただきたい。

~ 17 : 27

[自由討議]

< 西口委員 >

先程の質疑で「など」を具体的にすべきとあったが、「など」により救われる方があると考える。事業を幅広くするために必要ではないか。

< 藤本委員 >

一部の事業は、市民税非課税世帯以外に利用できないのか。

< 立花委員 >

地域包括ケアセンターや社会福祉協議会とは別のサービスを、市が受け持つことを明確にし、一人暮らしの高齢者の生活支援できるサービスは何なのか、どういう方が対象者になるのか、現在あるサービスはどうすれば利用が増えるのか、またサービスをなくすかについて十分に研究することが必要である。

< 酒井副委員長 >

各事業をもっと便利にではなく、民間などにはないサービスをセーフティネットを実施することは理解したが、セーフティネットとして事業が適切なのかは、随時見直す必要がある。火災警報器設置費補助金は利用があるにも関わらず、府補助がなくなると廃止している。こういう考え方でなく、現在必要なものは何かを常に点検していただきたい。

< 藤本委員 >

制度自体の改善よりも、高齢者が受けやすいような制度に緩和すべきではないか。

< 酒井副委員長 >

緩和しすぎると本当に必要な方に行き届かない。また民間が行っているサービスもあり、全てを市が行うのではなく、セーフティネットとして最低限の実施でいいのではないか。

~ 17 : 35

< 明田委員長 >

自由討議について、執行部の意見はあるか。

< 健康福祉部担当部長 >

セーフティネットとして、常に事業を見直す必要がある。個々に色々な相談があり、この事業で全て受けられるとは限らない。まずは地域包括支援センターや民生委員が様々なアドバイスを行い、総合的な相談の中で高齢者の暮らしを支えていきたい。個別のサービスについて、二次予防対象者のなかにも、サービスを受けたいと考えている方も多い。そういう方を対象に広報するのは効果があると考ええる。そういう方法も検討していく。

[評価]

< 明田委員長 >

各委員の評価を確認する。

1	目的設定は妥当である。	7名	
2	公的関与の範囲は適切である。	5名、	2名
3	手法は適切である。	2名、	5名
4	活動実績は妥当である。	2名、	5名
5	成果の取り方（指標）は適切か。	4名、	3名
6	十分成果があらわれている。	2名、	5名
7	コスト削減の余地はない。	7名	
8	財源は適切である。	6名、	1名
9	公平性が評価できる。	5名、	2名
10	他事業との類似性、重複はない。	4名、	3名
11	事業を休止・廃止した場合の影響が大きい。	7名	

< 明田委員長 >

5の項目について、評価が の委員に意見を聞く。

< 眞継委員 >

貢献度の測り方が難しい。

< 藤本委員 >

利用が少ないのは、広報不足である。

< 立花委員 >

手法活動実績とも関係し、制度自体は良いが、周知徹底ができてなく成果が現れていない。

< 明田委員長 >

2の項目について、評価が の委員に意見を聞く。

< 苗村委員 >

市がやるべき事業なのに、社会福祉協議会に移行している。具体的には配食サービスがあったなかで、縮小し民間が行っている。公的関与の範囲が縮小でなく、もっと関与するべきでないか。

< 立花委員 >

公的サービスの市がやるべき事業について、市民に客観的に分かりやすい広報とたくさんの利用ができるようにするべきではないか。事業の利用が2件というアンバランスな状況もあり、公的な関与を明確にするべき。

< 明田委員長 >

10の項目について、評価が の委員に意見を聞く。

< 立花委員 >

公的サービスとしての必要性を明確にしないと、介護保険で十分ということになりかねない。

< 藤本委員 >

民間と重複性があるため、利用者が少ないのではと考える。市がこういうサービスを実施するときに、利用者の要望により制度が作られたのか、利用がないサービスが本当に必要なニーズかわからない。

< 眞継委員 >

民間サービスとの重複性について、民間を利用できない方もいるのは事実だが、他にもサービスはあると考え にした。

< 明田委員長 >

意見を集約すると、セーフティネットとして事業を行わなければいけない。先進地視察などでは、市が直接していなくても民間に委託する内容を把握し事業を展開されている。今後利用者の少ない事業に関して、市の考え方、実情、周知法等をまとめる必要があると考える。続いて評価について挙手を願う。

休止 0名

廃止 0名

継続

現状維持 2名

改革改善 5名

拡充 0名

その他 0名

高齢者生活支援経費について、「継続・(改革改善)」とする。現状の把握、周知徹底、明確な説明ができるよう、来年度事業に活かしていただきたい。

改革改善に挙手をされた方、何を改革改善するのか確認する。

< 藤本委員 >

広報の周知徹底、条件の見直し、現場の要望の把握。

< 酒井副委員長 >

改革改善では一致しているが、利用できる方を利用しやすくして増やすのか、セーフティネットの考え方でこのままでいいのかで分かれていた。委員会の意見としてはニーズの把握と広報の重要さ。メニューをどうするかというところの考え

方をしっかりして広報して欲しい。

< 苗村委員 >

民間がやっているからという話だが、生活援助員派遣事業は民間になったが、他の事業は民間がやっていない。前提が違うのではないか。現場のニーズの把握と広報により、結果的に利用者を増やすことになる。

< 酒井副委員長 >

現在実施している事業を、民間でも行っているということではない。配食サービスは民間で行っているので縮小になった。改革改善ということで、今後復活させるのかどうか、セーフティネットとして対象者を絞るのか。他でやっていない事業を続けていけたらと考える。現在のメニューもセーフティネットの考え方として適正なのか、他に必要なものはないのかなど、ニーズを把握して広報していただきたい。

< 藤本委員 >

条件を緩和してメニュー自体を見直していくとすれば良い。

< 明田委員長 >

事務事業評価、高齢者生活支援経費を終了する。

[理事者退室]

散会 ~ 18 : 05